

令和3年9月27日

障害福祉サービス事業所 各位

安城市役所障害福祉課長

分散登校等における放課後等デイサービス事業所の報酬の取り扱いについて（その2）（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、件名につきましては、令和3年8月27日付けにて通知を发出了しましたが、令和3年9月22日付けの厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡にて「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和3年9月22日版）」が发出されましたので、取り扱いを下記のとおり変更させていただきます。

各事業所においては感染防止対策を行いつつ支援をしていただき、多大なご尽力をいただいている最中での急な変更となってしまう、大変申し訳ございません。ご理解いただき、ご対応のほどお願いいたします。

記

1 分散登校中の学校休業日単価の適用について

新型コロナウイルス感染の状況により、学校によって臨時休業や分散登校になる場合があります。そのため、令和3年9月22日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和3年9月22日版）」に基づき、学校が分散登校等を行うことにより、通常の授業の終了後の利用開始時間より前から利用する児童についての報酬は、学校休業日単価を算定するものとします。

また、登校の形態が児童によって異なるため、通常の授業の終了後の利用開始時間より前から利用する児童と、通常の授業の終了後の利用開始時間から利用する児童が混在する場合、前者は学校休業日の報酬を、後者は授業終了後の報酬を算定するものとします。

2 上記の適用期間

令和3年9月サービス提供分から

3 その他

国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応が変更となる可能性があります。

問い合わせ先 安城市役所福祉部障害福祉課障害給付係
電 話 0566-71-2259 (直通)
F A X 0566-74-6789
E メール shofuku@city.anjo.lg.jp